

2014年1月24日提出

名古屋議定書に係わる国内措置に関するパブリックコメント

環境省
自然環境局 自然環境計画課
生物多様性施策推進室 御中

この度は「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会の報告書（案）」につきまして大変お世話になります。

今回の名古屋議定書に係わる国内措置に関する学術関係者を対象としたパブリックコメントとして、海外の昆虫の学術標本を扱うことが多い本学会からは、以下の3点を要望したく存じます。

日本鱗翅学会
会 長 石井 実
担当理事 矢後 勝也
〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1
東京大学総合研究博物館
Tel. 03-5841-8455
Fax. 03-5841-8451

要望点

- 1 該当箇所・・・P14, L1-12
- 2 意見内容・・・プロ、アマに関わらず、研究者自身がとるべき手続きはできるだけ簡略化してほしい。
- 3 理由・・・昆虫研究の中でも、とりわけ蝶や蛾を研究している者は、学会会員でも大半がアマチュアであるため。

- 1 該当箇所・・・P12, L30の項目
- 2 意見内容・・・商業目的の手続き証明が済んだものについては、証明書の再発行を申請する必要なく研究可能としてほしい。
- 3 理由・・・昆虫分野では、業者から入手したものや、ブリードした個体を用いて研究することもあるため。

- 1 該当箇所・・・P25, L37-P26, L1
- 2 意見内容・・・PIC・MATの手続きや遵守措置について、現時点ではその利用者として「学術機関や企業等」のみが挙げられているが、アマチュア研究者が多い昆虫関連の学術研究分野にも配慮し、学会等の学術団体を含めた想定としてほしい。
- 3 理由・・・昆虫、特に蝶や蛾を研究している者は、学会会員でも大半がアマチュアで、学術機関や企業等に所属する利用者という訳ではないため。

つきましては、貴職におかれましては、何卒ご検討・ご尽力賜りますようお願い申し上げます。なお、本学会は、プロ・アマチュアを含めた専門家団体として、本件に関して、いつでもご協力させて頂く用意がございますことを最後に申し添えます。

日本鱗翅学会
理事
矢後勝也